

藤原頼長と生母

—『台記』における「昔人」呼称をめぐつて—

田村裕子

はじめに

院政期の摂関家に生を受けた藤原頼長の日記『台記』は、保元の乱前夜の摂関家の状況を知る史料として読まれ、また、例えば、経史学を中心とした学問への執心ぶりや故事典礼への強い関心が窺い知れる記事⁽¹⁾、精細な描写をともなう男色関係の記事など、彼の際立った性質を浮び上がらせる記述にも注目が集まっている。

本稿では、『台記』において頼長が生母である藤原盛実女を「昔人」と呼称することに注目し、院政期の摂関家内部の状況にも目配りしつつ、生母という存在がどのように捉えられ、位置付けられているのかを『台記』に読み⁽³⁾、その意味するところを探り出してみたい。

まず、頼長が生母について言及している記事から見ていく。

頼長の生母は、忠実の家司土佐守藤原盛実の女で、受領階級に属する下級貴族の出であり、頼長の幼少期に亡くなつたと推測されている。彼女自身が日記に登場することなく、忌日供養などの記事が中心となつてくる。

頼長の生母は五月二十九日を忌日とする。保延五年の当該日には「遠忌」と記され、この年は「仍不食葷并魚」とあって、身を慎んだだけのようであるが、康治元年には「写寿量品、為来廿九日昔人忌日供養也、自今年毎年自可写妙經一品乎」（五月二十五日条）、「写經了遣千得業許、遠忌於南京有之、千覺為之」（同月二十七日条）、「依忌日、讀寿量品（音一返、訓一返）、弥陀仏一万反」（同月二十九日条）とあり、以後毎年、生母の忌日供養のために妙法蓮華經から一品選んで自筆で書写し経供養することを決め、この年は南京の叔父千覚が主催する遠忌供養に送つたという。そして、忌日当日には静かに読經している。この行事はほぼ毎年実行されたようである。また、天養元

年の大晦日には「今日精進、奉為昔人、弥陀仏一万反」と生母のために精進し、弥陀仏一万反を唱え、久安六年にも「依有疑惑、不送荷前於昔人、仍於冷泉家（昔人居所辺）、供養妙經一部以代荷前、導師東大寺得業覺敏」（同年十二月三十日条）と、何らかの「疑惑」により生母の墓に私荷前を送らなかつたが、その代わりとして生母が住んでいた邸宅にて妙法蓮華經を供養させたという。

このように、頼長は二十三歳になつた康治元年以降、毎年、生母のために忌日供養をし、度々大晦日にも生母のために精進や追善供養を行つたことがわかるが、頼長において、特徴的なのは、これらの記事に見られるように生母の呼称が常に「昔人」であるということである。

頼長が生母を「昔人」と呼称していることは、次の記事でも明らかである。

自宇治賜御書曰、昨晩仲行夢、人來曰、左大臣祈、於皮堂、可転讀觀音寿命經、此祈靜可修也、彼堂者、自未生之先、修彼祈之寺也云々、自明日、可令彼寺住僧転讀兩經之由、仰顯憲朝臣了、昔人姪余、參籠伴寺之由、故内侍（外祖母）所語也、今有此夢、感應惟新、退憶往事、落淚難抑矣。（久安六年十一月二十七日条）

頼長を懷妊した生母と皮堂にまつわる逸話であるが、ここにおいて「昔人姪余」とあることから「昔人」が生母を指していることがわかる。

ところで、「亡き生母を「昔人」と呼称することは、記録類においては極めて異例である。『小右記』において実資の亡母藤原尹文女は「先妣」、『中右記』にも宗忠の亡母藤原実綱女は「先妣」もしくは「悲母」とある。『玉葉』でも、兼実の亡母藤原仲光女は「先妣」もしくは「先母」「亡母」「母」などと記されている。「先妣」とは、『礼記』曲礼下に「生曰父母、死曰考曰妣」とあり、亡母を指す語である。一方、「昔人」とは、「むかし」（のひと）であり、『土佐日記』では、貫之の亡き愛兒を指し、『源氏物語』では、薰の想い人であつた亡き大君に対して、薰と妹中の君の視点から頻繁に使われ、『宇治拾遺物

〔キーワード〕 藤原頼長／『台記』／院政期／摂関家／母子関係

*平成十五年度生 国際日本学専攻

語』卷第三、九話では、「亡き母を思慕する娘が用いている語である。「むかし（の）ひと」とは、単に昔の世の人、故人という意味もあるが、母、子、恋人など対象を限定しない、亡き想い人全般に対してよく使用される語である。

頼長が「昔人」と生母を称する時、恐らく「母」「妣」という語をさけたものと思われ、そこから感じられるのは情のみであり、母としての尊を読み取ることはできない。では、亡き生母を「先妣」「母」ではなく「昔人」と呼称するそのことが意味するものとは何であろうか。それには、父忠実の正妻源師子の存在が大きく関わっていたと考えられるのである。

二

それでは、次に頼長とその源師子との関係性を見ていく。

源師子は村上源氏右大臣顯房の女で、忠実の正妻となり、鳥羽院の皇后となる高陽院泰子を嘉保二年に、忠通を承徳元年に産んでいる。

頼長と師子は五十の年齢差があるが、『公卿補任』に師子が死去した際に「養母」として服解した旨が見え、高群逸枝氏は任官については師子を養母としていたとされ、橋本義彦氏はいつ頃からか師子を嫡母としていたとされる。⁽⁶⁾

頼長は彼女に対して常日頃からよく奉仕している。師子が宇治から入京する際には必ず対面を求め、その外出にも度々供奉し、師子が病床に伏せばその平癒を願つて祈禱を行つたりしている。また、久安四年七月に、忠実から莊園を譲られた頼長は、早速、これらの莊園に忠実と師子のために、十月より毎月二度、魚菜合わせて十合と果十合を献ずるよう命じ、その際には「勵求美物、勿疎略」と厳命している（八月二十四日条）。久安四年十一月十四日に師子は病で亡くなるが、病状が悪化した九日からは、毎晩、宿廬には戻らず看病し、その最期を看取っている。

一方、師子の方も、頼長が病にかかると忠実とともに祈禱の料を送つたり、忠実や忠通との連絡役や仲介役を務めることもあった。例えば、保延四年、何らかの理由により忠実の不興をかつてしまつた頼長は、憚りをなして公事に参仕すべきか否かを考えあぐねた末、師子に相談し、師子の方から数度に及び閑白忠通に使いをやり問合せているし（正月二十日条）、康治二年、自分の男色相手の乱闘事件をめぐる頼長の処置に怒りをなした忠実から半年に及び遠ざけられた時には、師子の書状を通じて宇治へ入ることを許され（六月一日条）、忠通が沙汰していた頼長男兼長の童殿上について鳥

羽院の承諾が得られたことを頼長に伝えたのも師子であった（天養元年十二月二十四日条）。また、久安四年、忠実などから兼長の任少将抑留の嫌疑をかけられ怒りをなし忠通は、師子を通じて、今後兼長の昇進について一切関与しない旨を頼長に伝えている。その際に、師子は忠実とともに忠通を怨んだと『台記』には記されている（十一月十一日条）。

とにかく、師子の生前において両者は常に良好な関係を保持し続けたと見てよい。そしてその良好な関係は、師子の母としての位置付けを通して培われたと考えられる。康治二年九月、春日若宮の奉幣に携わった頼長が、忠実に尼である師子との見参について問い合わせたところ、忠実から「父母猶天地、生天地間、忌天地、豈叶神慮哉」という返答があり、それに従い師子に見参しているが、その他にも、神事に携わっている間、師子と面会するのに「雖神事、依為一親也」（保延二年十月十五日条）、「於神事者、更不忌父母」（久安元年二月七日条）といったような言が散見する。常に師子に対する母としての位置付けが意識されているのである。

頼長の師子に対する丁重な待遇はその没後も続く。久安六年正月一日条には除服後初めて出仕したこと、心喪の服を着したことが記され、同年二月一日に心喪の服を除している記事が見える。十三ヶ月の間師子のために喪に服していたことがわかるが、喪葬令服忌条によれば、母の喪に服する期間は通常十三ヶ月で、その内容は十二ヶ月間が重服・一ヶ月間が軽服で、重服から軽服に移る際には心喪の服に改めるという。頼長はそれと同期間喪に服していることになる。因みに喪葬令服紀条の規定では、養母の喪に服する期間は五ヶ月、嫡母・繼母の喪は一ヶ月とされている。鳥羽院の生母大納言藤原実季女苡子は、鳥羽院の生後間もなく亡くなつており、鳥羽院の伯母令子内親王が鳥羽院の准母となり立后し、太皇太后となつていたが、その彼女が亡くなつた際には、『台記』の記述によれば、鳥羽院は養母の儀として五ヶ月の服を着したとあり、頼長は「君子曰、明王以孝治天下、此之謂也、昔喪白川太上法皇、哀容適于礼、今喪太后、又不失節矣、孝道之美、豈有所加哉」（四月二十六日条）と節度を失わず、礼に適つており、孝道の至りだと鳥羽院の处置を称賛しているが、頼長の師子への服喪の礼はすでに養母でも嫡母でもない母としての待遇である。

また、久安六年七月十五日に初めて師子の盆拝を行なつた記事が見え（⁽⁹⁾ 同年十一月三十日条には、「自今日至十二月晦日、不用魚類、不御婦人（依忌月也）」とあるが、十二月を忌月とし精進に入ったのは、十二月が師子の亡くなつた月であるからだろう。久安五年以降十二月の記事が残っているのは、久安六年、久寿元年、久寿二年であるが、

それぞれ師子の忌日について触れており、久安六年の条には、斎食し、師子所生の覺法法親王が造立した堂で仏經供養などを行つたことが見え、頬長はその日物忌に当たつていたが、それを押し切つてでもそこに参向しようとしている。さらに、久安五年に忠実が師子のために建立し、仁平三年に忠実から頬長へと譲渡された宇治成楽院西御堂において、久寿元年、頬長は自身主催の忌日供養を執行している。⁽¹⁰⁾

三

頬長において、特徴的なのは、この嫡母であり、養母である師子の方が生母よりも母としての地位が常に高く位置付けられていることである。

そのことを端的に示しているのが、次の記述である。

早旦、寿量品音一反、訓一反、弥陀仏一万反、依忌日也（毎年如此）、已終參田中、見參後退下、午刻幸御堂、即余參入、：今日雖為忌、以尼御前為母、仍今日雖被報恩、所出仕也、尊無二之儀也。

（久安二年五月二十九日条）

生母の忌日に、定例通り、誦経し供養も行つたと思われるが、その日、頬長は鳥羽院における春季御誦經に参仕した。それについて、頬長は、今日は忌日であり生母に報恩を為すけれども、尼御前、つまり師子を以つて母としているから出仕したといい、「尊無二之儀」だとしている。「尊無二之儀」については後述する。

また、次の記事からも同様の姿勢が読み取れる。

早旦千永來、告自夜前御事頗温煩苦給由、即參上、仰曰、今朝、雖無溫氣、汗未出、未刻退休廬、今案、此月忌月、先例、忌月不詣神社、而可以十二月為忌月、因之、五月不可用忌月之礼（年来亦同）、故明日、可詣八幡、先日密請曰、忌月參詣、神若不歛、必成其妨、今禪閻俄疾、定知神不歛、是以、明日參詣延引。

（久安六年五月二十九日条）

この記事にあるように、頬長は生母の忌月五月ではなく、師子の忌月十二月をもつて忌月の礼を取つており、先例では忌月に神社に参詣することは慎むところを敢て生母の忌月に八幡への参詣を企てたのである。ただし、この時、頬長は、忌月の参詣を神が歓ばないようであれば参詣を妨害するよう神に祈請しており、折しも、忠実が疾に侵されたため、神の歓ばざるを知り、結局、参詔を延引した。実の忌月が生母の亡くなつた五月であることを頬長が十分承知していたとも言え、生母の忌月に参詔することに對し、神罰の恐れを一方で意識しながらも、強いて参詔しようとしたことになる。

では次に、頬長にとつてこうした生母や師子との関係性を規定していたものとは何であつたかを考えてみたいと思う。

恐らく、頬長の念頭にあつたのは、中国の礼法や儒教的家族觀の模倣ではなかつたかと思われる。前掲した久安二年五月二十九日条に、生母の忌日に出仕した理由として、師子を以つて母としているからだと述べ、さらにその際に「尊無二之儀」という理念を記していることがそうしたことの一つの裏付けとなるだろう。

「尊無二之儀」というのは、『礼記』に「子云、天無二日、土無二王、家無二主、尊無二上、示民有君臣之別也」（坊記）、「資於事父以事母而愛同、天無二日、土無二王、國無二君、家無二尊、以一治之也、故父在為母齊衰期者、見無二尊也」（喪服四制）などとあるように、整然たる序列を重んじる中国の礼法の基底にある理念である。すべての最も尊いものに二つはないという考え方であるが、頬長は母の序列にもその理念を適用しようとしているのである。そして、このことは、儒教的家族制度と照らし合わせても、強ち頬長の恣意的な解釈とは言えない。そもそも、こうした母の序列化は儒教的家族制度に組み込まれている。

中国の古制は一夫一婦多妻制であるとされ、妾の子は父の子であると共に嫡母の子であることが生まれると同時に規定されるという。⁽¹¹⁾ 中国の家族制度においては、唯一の妻とそれ以外の妾は厳然と区別され、妻は夫と共に祖先を祭り、夫と並んで夫の子孫に祭られ、夫と一体と成り得るのに対し、妾は「宗廟中心の適長子相続に基く父系族制下では、己一個人の母親たるにすぎず、従つて私親である。家族宗族の中に受け入れられたものではない」とされるように、妾子にとつても、その生母は母としての地位が嫡母に比して低く、そこに尊が加えられることはない。

一方、日本においては、一夫多妻制的な傾向が強く、妻妾が中国のように厳然と区けと関わっていたと考えられる。頬長が尊ぶべき母として位置付けたのは、生母ではなく、忠実正妻の師子の方であり、服忌・忌日供養など対外的なものに止まらず、そうした姿勢を内的にも徹底して貫こうとする意識が、子孫にのみ伝えられるものとして想定されている日記においても生母を「昔人」と称することによつて象徴的に表されているのである。

四

別されていたとは言えないようである。⁽¹⁵⁾妻と妾の定義も中国と日本では同じではない。しかし、摂関家においては、九世紀後半には多妻中に他の妻たちに優越する正妻が一人存在するようになる。⁽¹⁶⁾服藤早苗氏によれば、院政期における摂関家では、摂関の正妻が北政所として、夫である家長とともに節供御料が相並んで飾られ、正月拝礼では、⁽¹⁷⁾夫に次ぐ存在として公家層の頂点に立つ権門の象徴的権威を表示する存在であったという。そこにおいて、北政所である正妻は、その他の妻妾とは明確に区別される。また、師子は忠実の北政所であると同時に、現摂関である忠通、鳥羽院皇后泰子の母として、摂関家において確固たる地位を築いていた。⁽¹⁸⁾摂関家の一家中に占める地位において頼長の生母との格差は歴然としている。摂関家内にあって頼長の生母は頼長にとって正しく「己の一個人の母親」でしかなく「私親」にすぎない。こうした現状の中で、頼長は、師子と生母の関係性を中国的な妻と妾の関係に見立て、中国の家族制度における母と子の関係性をモデルとした母子関係を構築しようとしたと思われる。

頼長の行動は中国の礼法や儒教的家族観に則っているとも言え、頼長において、対師子、対生母の待遇のあり方は、儒教的価値観のもと積極的に肯定されていくのである。頼長の儒教思想に対する傾倒は周知の通りであるが、こうしたところにも、理想を徹底的に追求しようとする彼の姿勢を見出すことができる。

しかし、頼長の母をめぐる言動は、こうした理想主義的な側面ばかりで語ることは出来ない。そこには、頼長の摂関繼承に関わる極めて現実的な思惑が絡んでいたと考えられる。

五

さて、そのことについて述べる前に、頼長と師子の養子関係が組まれた背景についてここで少し述べておきたい。

頼長は、いわゆる庶妻子である。天治二年、六歳の時、二十九歳の兄忠通の養子となり、元服叙爵では正五位下に叙され、摂関家の子息内でも特別のルート、つまり摂関に至るルートである中納言中将—近衛大将を経て、事実上の後継者の位置づけにあつた。これは、忠通にしかるべき後継者がいなかつたための处置で、頼長は忠通の嫡子誕生までの中途離婚的な立場であつたのではないかと推測されている。⁽¹⁹⁾

忠通には、頼長誕生以前、永久二年に陸奥守藤原基信女腹の覚継が、永久五年に母未

詳の覚忠が誕生しており、いずれも正妻の子ではなく、母の身分も低いため、早くから出家させられている。周囲が後継者として期待したのは、忠通の正妻藤原宗子が生む男子であつた。⁽²⁰⁾

というのも、この時代は、正妻の子が庶妻の子よりも官位の昇進などにおいて優遇され、正妻の子であることが特別な地位に就くための条件であつたとされる。⁽²¹⁾そうした中で、摂関の繼承者は正妻の子であることを理想とする、一つの規範意識が存在したと考えられる。

しかし、また一方で頼長の生きた十二世紀はそうした規範が残りつつも、父の選定により、庶子もまた正妻の養子となり、嫡子の札を備えるという手続きを経て後継者となりうることができる、家の繼承において過渡的な時期でもあつたとされる。⁽²²⁾

頼長と師子の関係性構築の背景について考える際に、その前提として、幼少時に生母が亡くなつたことに加え、彼の将来的な立場—中継ぎとは言え、摂関を繼承する可能性のある立場一を考慮して、頼長と師子の養子関係が組まれたことをまず確認しなければならないだろう。頼長にとって、この養子関係は、家の繼承者としての正統性を補うものであつた。

ただし、こうした養子関係は、あくまでも形式上のものであり、法律的にも慣習的にも、摂関繼承のための条件としての養子関係が血縁で結ばれた親子関係を凌駕するものではなかつたと考えられる。例えば、頼長にとって、忠通との養子関係は形式上のみに過ぎず、頼長に対して実質的に父としての権力を持ち得たのは忠実であり、頼長は忠通に兄として敬意を払うことがあつても父として仰ぐことはない。この場合、養子関係が形式以上の意味を持つことはないのである。また、服喪に関しても、先に説明したように、律令では生母と養母とが明確に区別され、生母が上位に立つ。それは院政期の法書『法曹至要抄』においても踏襲され（勿論、それがどれ程の拘束力を持つていたかは明らかでないが）、鳥羽院が養母の服喪を規定通りに行つたことについて、頼長自身がそれを肯定的に捉えていることも先に見た。

六

では、改めて、頼長の摂関繼承と対師子・対生母の待遇のあり方との関わりについて考えてみたい。

院政期における師実—師通—忠実—忠通へという摂関の繼承ラインからは明らかに

父から子へという家の父子相承の慣例が見出せ⁽²⁵⁾、さらに言えば、父から嫡子へという直系繼承の理想の存在が窺える。頬長は、当初忠通に正妻所生子が誕生すれば、いつでも取つて代わられる可能性のある不安定な立場にあつたと思われる。忠通に正妻所生の男子が誕生することはなかつたが、現に康治二年に権中納言源国信女との間に基実が誕生するに及び、忠通はこの基実を家の繼承者として位置付け、相変わらず頬長を後継者として遇する忠実と対立するに至るのである。

こうした摂関繼承における不確実性は、頬長に自身の正統性へのこだわりを喚起させたと考えられる。師子に対する母としての服喪や忌日の礼などのあり方は、摂関繼承の有資格者としての立場を外部に向つて明示するものであつただろうが、特に、生母の忌月ではなく、師子の忌月のみに忌月の礼を取り、生母の忌日には出仕する一方、師子の忌日には物忌をおかしてでも忌日供養に参仕しようとする姿勢からは、そうした正統性へのこだわりを強く感じさせる。

そして、そういう状況の中、師子に対する日常の奉仕は、摂関繼承の足固めに寄与した。この院政期という時代は、夫に妻が付隨する形としてではあるが、夫婦は父と母という関係性の中で一体感が醸成され、父母と子という家族のつながりが強まつたともされる。果たしてそれが、どの程度まで普遍的な現象であつたかはわからないが、確かに、摂関家においては、一時的にしろ、摂関とその正妻である北政所が家の象徴として相並び、その間に生まれた男子が家の繼承者という父母と子の三者の形、あるいは、そこからさらに、前摂関である大殿とその正妻の大北政所、その男子が現摂関という形が理想として目指された時期であつたともいえるかもしない。庶子として、また後継者としてそこから排除されまいとする強い意思のもと、子の母に対する日常的な奉仕という形をとつて師子との結び付きは強められ、そうした師子とのつながりは、頬長の摂関繼承においても欠くべからざる存在であつた父忠実との安定的で密接な関係性を保持する上でも重要な機能を果たした。『台記』には、支配／被支配という父と子の関係性の中で、忠実の寵愛を勝ち取り、緊密な父子関係を構築していく様子が見て取れ、頬長の後継者としての立場は父忠実の強い意向と厚い庇護によって維持されるのであるが、上述したように、父忠実との関係が悪化した際に、しばしば師子が仲介役としての役割を担つていたことにもその一端が窺える。そもそも、師子の母としての位置付けは、庶妻子である頬長に摂関を引き継がせたい父忠実の方針であつたと推測され、頬長はそれを忠実に実行しようとしたとも言える。前掲の康治二年九月の頬長に師子との面談をうながす「父母猶天地、生天地間、忌天地、豈叶神慮哉」

という忠実の言葉は、比喩的にではあるが、天である父の自分と地である母師子との間に生まれた存在として頬長を捉えるものであり、師子に対する母としての位置付けを通して、頬長が摂関家の核に家の子として確實に食い込むことに成功していることを示している。

このような儀礼や日常における師子との関係的重要性は、頬長において生母の位置を低下させるものであった。その結果が、生母に対する「昔人」呼称であり、また、その呼称を通して母をめぐる位置付けの内的徹底性が図られたのである。「昔人」呼称は、摂関繼承への道筋に向けての自己統制による内面化であった。

現存の『台記』では散逸してしまつてはいるが、『古今著聞集』卷第八、孝行恩愛第十三〇八話には『台記』の「頬長初以母賤、無寵愛、而及長誦習九經、嗜好五音、不受酒、不事遊戯、是以禪閣及予、以為家宝、尊重甚云々」という記事が引用されており、この「母賤」という記述から、頬長は生母の出自が低いことに対しても強い劣等感を抱いていたとされる。そして、そのことが、彼の刻苦勉励のバネにつながり、摂関家の一員という意識を強め、院近臣に対して強い反感を生み、身分秩序に拘らせたとも言わされている。⁽³¹⁾確かに、久安三年四月一日条の母方の姨備中が亡くなつた際の記事には、先々から外戚の喪においては、「依恥之出仕」という旨が記されており、ここからは、外戚の身分を恥と感じ、外戚との血縁関係を極力表沙汰にしたくない様子が窺える。また、一方で、頬長は生涯において外戚に囲繞されていたともされるが、外祖母が病に臥した際、しばしば頬長が夜密々に見舞つたことに對して、外祖母への愛情とともに自己の出自における複雑な意識とが絡み合つてのことともされる。⁽³²⁾

この劣等感が、生母ではなく師子に対して母としての礼をつくし、尊ぶことへの強いこだわりにつながつてゐることも否定はできない。しかし、こうした対師子、対生母のあり方は、生母の出自の低さに対する劣等感そのものに基づくといつよりも、頬長においては、摂関就任の上で、師子との養子関係が形式上、実質上ともに重要な意味を持つものであつたという現実を反映したものであつたと考えられる。

七

しかし、一方でまた、先に取上げた久安六年十一月二十七日条の「昔人姪余、參籠件寺之由、故内侍〈外祖母〉所語也、今有此夢、感心惟新、退憶往事、落涙難抑矣」という記事からは亡き生母への思慕が感取でき、師子との関係が、頬長にとって、生母

に対する想いの抑圧として働いていた面も確かにあつたことも指摘しておきたい。

次の記事は頼長の外祖母が入滅した際の服喪に關するものである。

入夜、向鳥羽宿廬、假間、可出仕否、申法皇、及宇治神事之外、可出仕之由被仰、是尼北政所母（塔下）、入滅時、假間不出仕、依宣旨、除服後出仕、因之、今度可出仕也、且又五月二十九日忌日出仕、何況祖母之假乎、（久安三年九月十九日条）久安三年九月十一日に外祖母が亡くなつたが、鳥羽院とともに四天王寺に参詣していた頼長はそれを十七日になつて知つた。十九日、頼長は、鳥羽院に假の間も出仕すべきかどうかを問い合わせ、宇治の神事以外は出仕するよう命じられた。鳥羽院の命を受けた頼長は、すでに師子の母が入滅した際に假を申請しており、宣旨により出仕していたことに加え、五月二十九日の生母の忌日でさえ出仕しているのだから、当然、外祖母の假の間は出仕すべきだとして、院の言に従う。ここで注意したいのは、頼長が外祖母に対し、並々ならぬ情愛を抱いていたことが『台記』から窺えることである。頼長は、病床に伏した外祖母をしばしば見舞い、彼女の詳言できない程の容態に「哀而有余」（久安三年八月三十日条）と記し、また、「余大哭、祖母亦哭」（同年九月六日条）などの記述から、それを大いに哀しんでいる様子がわかり、彼女が亡くなると後世を弔うために種々の仏事を行つてゐる。十九日の記述は、院の言により、自らが置かれている立場——丁度この頃は、忠実・頼長側と忠通側とで、摂関譲渡をめぐり、かなりの駆け引きが行われていた時期でもある——を再認識し、外祖母に対する情愛と儀礼上の行為との間のずれを自分なりに調整しようとする意図が窺えるが、ここに生母の忌日が引き合いに出されていることから、亡き生母に対する心地とのずれが存在した可能性を示唆している。

また、氏長者となつた久安六年十二月、頼長が生母の墓に私荷前を送ることに對して「疑惑」を抱き、生母が住んでいた邸宅において法華經を供養させることで荷前の代わりとした記事を先に紹介した。頼長がいつ頃から私荷前を献するようになつたかは不明で、あるいは、この年の九月に氏長者となり、家において一定の地位についたことによつてこの年初めて行おうとしたとも考えられるが、この「疑惑」というのが何についてのことかということが問題である。恐らく、私荷前が両親、つまり母に対して為される儀礼行為であり、そうした母に対する儀礼行為をこの時期——頼長の内覧就任を年明けにも実現するよう忠実が鳥羽院に懇願していた重要な時期であつた——に実行してよいのかという疑いが、獻上を取止めた第一の理由であつたと考えられる。ここに頼長の生母に対する心の揺れを見て取れるのである。

そして、『台記』からは、頼長がその死後も師子を母として尊重する一方、氏長者、内覧に至るに及び、生母に對する扱いが微妙に変化していく様子が読み取れる。頼長は、経済的な問題もあつたのかもしれないが、生母の忌日供養を自分では主催せず、叔父千覚が當む供養に自筆の経を送り、自分は家で読經するという形式であつたのが、すでに内覧の地位にあつた久寿元年、二年のそれは、子息や父忠実、侍女なども参加している師子の忌日供養に比べればひつそりとはしているものの、やはり、頼長自ら、京極殿において主催しているのである。この京極殿とは、師実北政所麗子が伝領しそこで師子も出家を遂げており、藤原氏の持仏堂として、また北政所の修道の場所としての性格をもつていていたとされる堂である。⁽³⁵⁾ 頼長は父忠実よりその堂を譲渡されるが、そこで、頼長は他を憚ることなく生母の忌日供養を行つたのである。また、私の元旦四方拝では、父母の墳墓にも拝するわけだが、久寿元年正月一日条に一度だけ「拝天地四方先妣諸神」と私の四方拝において「先妣」という語が出てくるのである。これが、師子を指すのか、生母を指すのか難しい問題であるが、あるいは生母を指している可能性も否定できないのである。

これらのことからも、師子との関係のあり方が、庶子である頼長にとつて、摂関家において確固たる地位を確保するための生存戦略としての側面を有して了一方で、生母に対する想いへの抑圧として機能していた面もあつたことが窺るのである。

おわりに

もともと、忠実北政所源師子との養子関係は、頼長の摂関繼承のための措置であつたが、彼の繼承者としての立場は必ずしも安定的なものではなかつた。現に兄忠通に実が誕生するに及び、その立場は大いにゆるがされる。そうした状況のもと、母に奉仕する子という形をとつて築かれた師子との良好な関係性は摂関繼承のための足固めに寄与し、また、自身の後継者としての正統性を保障する師子の母としての位置付けに対するこだわりはますます強まつた。その一方で、生母の位置は低下し、生母に対する思慕は抑制されていく。生母に対する「昔人」呼称は、頼長の摂関就任への強い執着とその中で抑圧された生母への想いを象徴しているのである。そして、師子・生母をめぐる位置付けは摂関家内部の時代状況と密接に関わつてゐるが、こうした内的な徹底性は、やがて保元の乱へと突き進んでいくことになる頼長という個人の強烈な個性に基づくものであろう。

(注)

- (1) 小島小五郎『公家文化の研究』国書刊行会・一九四二／橋本義彦『藤原頼長』吉川弘文館・一九六四／戸川点「院政期の大学寮と学問状況——藤原頼長の事跡を中心に」(『王朝の権力と表象——学芸の文化史』森話社・一九九八)など。
- (2) 東野治之「日記にみる藤原頼長の男色関係——王朝貴族のウイタ・セクスアリス」(『ヒストリア』八四号・一九七九)／五味文彦『院政期社会の研究』山川出版・一九八四／神田龍身「男色家藤原頼長の自己破綻——『台記』の院政期』(『偽装の言説』森話社・一九九九)など。
- (3) 『台記』の本文として、『増補史料大成』臨川書店を用いた。
- (4) 橋本注1前掲書。
- (5) 高群逸枝『平安鎌倉室町家族の研究』国書刊行会・一九八五。
- (6) 橋本注1前掲書。
- (7) 五味注2前掲書。
- (8) 山中裕・鈴木一雄編『平安時代の儀礼と歳事』至文堂・一九九四。
- (9) この直後の九月に忠通は忠実から義絶され、氏長者の地位は頼長に譲渡される。この益拝については、こうした状況下での頼長の家督の相続者としての自覚と関連付けられて考えられている(田村憲治『言談と説話の研究』清文堂出版・一九九五／新日本古典文学全集『江談抄・中外抄・富家語』岩波書店・一九九七)。確かに頼長の繼承者という立場と密接な関わりを持つた行為であるが、しかし、この益拝を、忠通との対立激化から頼長の氏長者就任に及ぶ流れの中で捉えるよりも、師子の母としての位置付けに基づく、母に対する儀礼行為の一つとして行われたと捉えるべきであろう。
- (10) 宇治成楽院西御堂における師子の忌日供養については、高橋秀樹『日本中世の家と親族』吉川弘文館・一九九六。
- (11) 諸橋轍次『支那の家族制』大修館書店・一九二五。
- (12) 谷田孝之『中国古代家族制度論考』東海大学出版会・一九八九。
- (13) 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社・一九六七。
- (14) 谷田注12前掲書。
- (15) ただし、一夫一婦多妻制を主張する工藤重矩(『平安朝の結婚制度と文学』風間書房・一九九四)のような論もある。
- (16) 梅村恵子「摂関家の正妻」(『日本古代の政治と文化』吉川弘文館・一九八七)。
- (17) 服藤早苗『平安朝の家と女性——北政所の成立』平凡社・一九九七。
- (18) 服藤注17前掲書によれば、忠実の生母藤原全子は夫師通と離婚し、後妻である藤原信子が師通の北政所と称されたが、師通の早世に伴い、忠実が摂關となるに及び、生母である全子は摂關の母として元旦拝礼を受けるなど尊重される一方、北政所である信子には子がなく、夫という後ろ盾を失い零落していくたといふ。摂關家において北政所が重要な地位を占めるとは言え、その地位を強固なものとする上で、後継者や皇后たる子女の存在が深く関係したと思われる。因みに、頼長は、兄忠通が摂籠の地位にありながら、母師子を見送るのに砌の下で跪くという礼を取つたことについて、「母以子貴、春秋之義信矣」と述べ、師子を、摂籠の妻として源倫子、麗子に並び、あるいはそれ以上の一所有者也」としている(天養元年十月二十七日条)。師子が忠実の妻として、また忠通の母として摂關家において確固たる地位を築いているといふ頼長の認識を示してゐる。
- (19) 西谷正浩「摂關家にみる中世的「家」の展開(上)」『九州史学』九九・一九九一。
- (20) 橋本注1前掲書、元木泰雄『藤原忠実』吉川弘文館・二〇〇〇。
- (21) 橋本注1前掲書。
- (22) 梅村注16前掲論文、高橋注10前掲書、西谷注19前掲論文。
- (23) 高橋注10前掲書、西谷注19前掲論文。
- (24) 高橋注10前掲書。
- (25) 平山敏治郎『日本中世家族の研究』法政大学出版局・一九八〇。
- (26) 高橋注10前掲書では、父子継承の中でも特に父——嫡子の継承に中世的「家」の特質が見出せるとする。ただし、西谷注19前掲論文では、母親を同じくする子息は平等に扱うというシステムの下、複数の同等の資格を持つ子息が存在し、このことにより家の傍継承が引き起こされたとする。
- (27) 元木注20前掲書。
- (28) 峰岸純夫「中世の家族と女性」(『中世を考える 家族と女性』吉川弘文館・一九九二)。
- (29) 忠実の存在がなければ、頼長が政治的に無力であったことは、橋本注1前掲書、元木注20前掲書などに指摘されている。
- (30) 棚橋光男「転形期の王權——後白河論序説」(『後白河法皇』講談社・一九九一)。
- (31) 元木注20前掲書。
- (32) 橋本注1前掲書。
- (33) 角田文衛「左大臣頼長の外祖母——『保元の乱』の理解のために——」『王朝の映像』東京堂出版・一九七〇。
- (34) 頼長の外祖母の服喪に関する鳥羽院の命は、院や朝廷、貴族たちが、忠実の意思・方針に沿つた形で、師子と頼長の養子関係を形式以上の実質を伴つた関係として受け止め、そうしたこと前提とした上で、摂關家の有力子息としての頼長の政界に占める立場を受け入れていただことを示してゐると思われる。そして、こうした状況は、あくまでも師子を母として尊重しようとする頼長の固執に、

大いなる心理的影響を与えていたと推測される。

(35) 服藤早苗『家成立過程の研究——祖先祭祀・女・子ども』(校倉書房・一九九一)によれば、私荷前は、忠平頃から始まり、十一月に両親の墳墓へ献じられるのが一般的であったとされる。

(36) 高群注⁵前掲書。

(37) なお、この譲渡について、「件御堂者、故尼上(徒一位藤原□子)、所造立也、彼尼上殊愛閑曰云々、閑白尤可被行彼御堂事、而禪閣讓余、依事非理、再辭之、禪閣不許」(久寿元年一月十三日条)とあり、当初、頼長は忠通が伝領すべきとして再三辞退していた。

(1100五年一一月一日受理)

Fujiwara Yorinaga and His Real Mother :

Reference to Her as the “Person of Old” in *Taiki*

TAMURA Yuko

abstract

This paper notes that, in his diary, called *Taiki*, Fujiwara Yorinaga (1120 ~ 1156), born in a family that produced regents/chief advisers to the Emperor during the era of rule by retired Emperors, refers to his deceased real mother as the “person of old”, and its implied meaning is examined. In the background of this reference to her as the “person of old” was the existence of Minamoto Shishi, the legal wife of Tadazane, Yorinaga’s father, who became Yorinaga’s adoptive mother. She was something guaranteeing his legitimacy as a successor. It is this Shishi that Yorinaga identified as his mother, whom he must respect. However, the existence of his real mother was not entirely disregarded in his mind; there are entries in his diary in which feeling of deep attachment to her can be detected. The reference to his real mother as the “person of old” represents internal fulfillment of the positioning of his two mothers, and symbolizes strong persistence in attaining the status of a regent/chief adviser to the Emperor, as well as the suppressed feelings for his real mother under that persistence, on the part of Yorinaga, who was shortly to rush headlong toward the civil war of the Hogen era.

Key words : Fujiwara Yorinaga, *Taiki*, the era of rule by retired Emperors, a family that produced regents, mother and child